

学外実習の代替となる学内実習の概要と展開

—ICT を活用した保育現場との協働による学内実習プログラムの構築—

川俣 沙織 山下 雅佳実 櫻井 裕介 永淵 美香子 井上 智史

The general outline and implementation of on-campus practice as a substitute for off-campus practice: Development of on-campus seminar program using ICT to connect trainees and nursery schools or child welfare facilities through the network

Saori Kawamata Akemi Yamashita Yusuke Sakurai Mikako Nagafuchi Satoshi Inoue

(2020年11月25日受理)

1. はじめに

21世紀のめまぐるしく変化する社会においては、保育士養成校がその課程において専門的知識および技能を十全に教授し、理論と実践の統合を図ることで、いかなる状況にも臨機応変に対応し、子どもの最善の利益を保障できる保育者を養成することが求められる。そして、その実現のためには保育士養成校と保育現場との協働が不可欠であり、その最たる機会が学外実習である。

例年、学外実習の実施に際しては学内における事前・事後の指導を徹底するとともに、保育所及び保育所以外の児童福祉施設と緊密に協議し、実習全体の方針、段階、内容、方法、期間、実習前後の学習に対する指導方法、実習の記録、評価の方法等を定めている。しかし本年度は新型コロナウイルス感染症の市中感染者増加及び学内感染者の確認に伴い、中村学園大学短期大学部幼児保育学科は7月28日から8月12日までに開始予定であった学外実習をすべて取り止めることとした(8月13日以降の学外実習は実施予定)。本稿は、その対応について報告するものである。

なお、中止を余儀なくされた学外実習の学内科目名は「保育所実習B」及び「施設実習」であり、それぞれ厚生労働省の定める教科目「保育実習Ⅱ(保育所実習2単位)」、「保育実習Ⅰ(施設実習2単位)」に相当する。

2. 新型コロナウイルス感染症に関する厚生労働省による指導

厚生労働省は新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、令和2年3月2日付けの事務連絡において「実習施設の受け入れの中止等により、実習施設の確保が困難である場合には、年度をまたいで実習を行って差し支えないこと。なお、これらの方法によってもなお実習施設の代替が困難である場合、実状を踏まえ実習に代えて演習又は学内実習等を実施することにより、必要な知識及び技能を修得することとして差し支えないこと。」との指針を示した。これを受け、2年制課程である本学幼児保育学科においては年度をまたいでの実習が困難であることから、演習又は学内実習等を実施することとした。

さらに、令和2年6月15日付けの事務連絡では「実習等に関する他分野の国家資格の各学校養成所等での実践事例等」として、「各養成施設で実施に向けた環境や課題が異なることは十分に考えられるが、適宜参照の上、対応いただきたいこと。」との付言のもと、以下の実例が紹介されている。

- (1) オンラインによる模擬実習(カンファランス、ミニ講義、ビデオ供覧と解説、試問、レポート提出)。
- (2) オンラインによる観察・記録等の養成を目的とする授業。
- (3) 学内で事例検討や動画視聴。
- (4) 実習の予習ノートを用いたe-Learningによる在宅学習(各実習の指導教員がメールでの質問へ回答)。
- (5) 実習先講師を招聘し、実習先での状況や実習を行った時の対応など、通常より現場に近い授業演習

執筆者紹介：中村学園大学短期大学部幼児保育学科

別刷請求先：川俣沙織，〒814-0198 福岡県福岡市城南区別府5-7-1 kawamata@nakamura-u.ac.jp

を実施。

- (6) 臨地（病室、在宅、居室）と大学をオンライン接続し、以下の内容の学内実習を行う。

- ・臨床実習への協力の同意を得た患者にオンラインで聴取する。
- ・指導教員が収集した患者の日々の様子の映像情報を用いて、計画を策定する。
- ・リアルタイムの患者の状況を確認・評価しながら、日々の計画を策定する。
- ・学生が役割分担するなどにより、学内でのロールプレイを通じて技術を修得する。

(6)において示されている臨地とのオンライン接続による遠隔実習に関しては既に看護学の分野で導入が始まっている。まだその効果は明らかではないが、今回厚生労働省の事務連絡において上記の通り実践例のひとつとして示されたことを受け、保育の分野においても臨地、つまり保育現場とのオンライン接続による遠隔実習の導入が進むことが予想される。そこで本学幼児保育学科における演習又は学内実習等においては、保育現場とのオンライン接続による遠隔実習を主軸とした実習プログラムを構築することとし、かつその教育効果についても検証することとした。以降、本学における一連の演習および学内実習を「学内実習」と呼ぶこととし、さらに「保育所実習 B」に代わる「学内実習」を「学内保育所実習 B」、「施設実習」に代わる「学内実習」を「学内施設実習」と呼ぶこととする。

なお、この「学内実習」を計画するにあたっては、一般社団法人全国保育士養成協議会保育士養成研究所による「指定保育士養成施設における新型コロナウイルス感染症対応に関する Q&A（令和 2 年 6 月 8 日版）」において「『指定保育士養成施設指定基準』に係る『教科目の教授内容』を参照しつつ」、「所要の教育内容と学生の学修を担保することと、その説明が可能な根拠（授業の方針等を含む計画や学生による学修の記録等）を備えておく」ことが必要であり、かつ、「それらを特定の実習指導担当教員のみが負うことのないよう、養成校の教職員が協働して取り組むこと」と示されたことを受け、実習指導担当教員 2 名に 9 名の学科教員を加え、計 10 名が担当することとした。

3. 学内実習プログラムの構築

1) 概要

「学内保育所実習 B」及び「学内施設実習」の計画案の概要を以下に記す。なお、本計画案は令和 2 年 8 月 20 日現在のものであり、新型コロナウイルス感染症の今後の拡大状況によっては受講者数・実施時期・実施方法等の変更を余儀なくされる可能性があることを断っておく。

(1) 対象学生

幼児保育学科 2 年生 110 名（令和 2 年 7 月 29 日時点）

(2) 基本方針

「学内保育所実習 B」は、「保育所実習 A」における経験及び学内の既習科目における学びをもとに、保育所における子どもたちの生活と保育の実際を理解する実習である。社会資源としての保育所の役割と機能、保育士の職務と職業倫理について具体的な実践場面・実践事例を通し理解を深めるとともに、子どもの保育と子育て支援についても総合的に学ぶ。十分な対象者研究・教材研究・指導研究に基づく計画・実践・省察・改善の重要性について再認識し、その往還性についても理解を深め、対人援助職としての自己課題の明確化を図る。

「学内施設実習」は、「保育所実習 A」における経験及び学内の既習科目における学びをもとに、保育所以外の児童福祉施設に入所あるいは通所している子どもたちの生活と保育の実際を理解する実習である。具体的には障害児や社会的養護のもとで暮らす子どもの生活について理解を深める。加えて、子ども生活全般を支えるという視点から、子どもの権利や子どもにとっての最善の利益とは何かについて学ぶ。

(3) 教材観

保育所とは「保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設」（児童福祉法第 39 条第 1 項）であり、保育士とは「専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者」（児童福祉法第 18 条）である。社会の変化に伴い子どもを取り巻く環境は変容し続けており、社会資源としての保育所の役割と機能、そして保育士の職務は年々拡大していると言えよう。目まぐるしく変化する時代の中で今後も多様化を続ける保育ニーズに対応しつつも、子どもの命と最善の利益を守るという保育所及び保育士にとっての普通の使命を理解し、その実現のための具体的保育展開について理解するためには、実際の保育所における子どもの生活と現職保育士による具体的保育実践を見学・観察することとその業務に参加すること、そして実際に指導計画を立案した上で実践し、事後に省察・評価することで改善を行うこと、さらにそれを幾度も繰り返すことで専門性の向上を図ることが不可欠である。

他方、わが国は周産期医療の発展等により日本の周産期死亡率は極めて低く、諸外国と比較しても最も安全なレベルの周産期体制を提供している。その反面、新生児集中治療室（NICU）等に長期入院した後、退院後も引き続き人工呼吸器や経管栄養、たんの吸引などの医療的ケアを必要とする子どもが増加している。また、共働き世帯の増加や核家族の増加は多様な生活形態を生み出し、それにより子どもの家庭背景も多様化している。さらに出産年齢の二極化、育児不安を抱える保護者の増加は虐待へとつながり、社会的養護を必要とする子どもたちが存在することも無視できない。さまざまな背景を持つ子

どもたちへの理解を深め、保育者としての倫理観を育成するためには、多様な場における保育を知り、個々の子どもが持つ能力・機能を引き出し、支え、育むことの重要性を理解することが必要である。

「学内保育所実習 B」及び「学内施設実習」においては、保育所及び保育所以外の児童福祉施設とのオンラインでの遠隔実習、現職保育士や保育・子育て支援に関連する機関の専門職従事者の講話、保育所及び保育所以外の児童福祉施設の設備や実際の保育実践の動画視聴と事例検討（ディスカッション）、保育記録及び指導計画閲覧、学内演習を通じて、子どもの育ちを支える視点を学ぶ。実習方法・形態の詳細を以下に示す。

- ① 保育所及び保育所以外の児童福祉施設とのオンラインでの遠隔実習

複数の保育所及び保育所以外の児童福祉施設とオンライン接続し、遠隔実習としてその保育方針・環境構成・日課（デイリープログラム）を基本とする生活の流れを再確認し、さらに具体的な実践場面における事例検討（ディスカッション）を通し、子どもの観察と関わりの視点、援助・配慮の注意点について保育士による解説とともにワークショップ形式で学ぶ。学生からの質問にも回答いただくことで双方向性を持たせる。
- ② 現職保育士や保育・子育て支援に関連する施設の専門職従事者の講話

オンライン接続による遠隔、あるいは動画による現職保育士や関係機関の専門職従事者の講話（テーマ：「子どもの保育」「保護者支援」「子育て支援」「関連する他の施設との連携」等）を聞き、保育士の具体的な職務と保育士の職業倫理について理解を深める。
- ③ 保育所及び保育所以外の児童福祉施設の設備や実際の保育実践の動画視聴と事例検討（ディスカッション）

複数の保育所及び保育所以外の児童福祉施設の設備や環境構成、実際の保育実践の様子を撮影し、その動画を視聴するとともに事例検討（ディスカッション）を行うことで保育の多様性について理解を深める。
- ④ 記録・指導計画閲覧

複数の保育所及び児童福祉施設の実際の保育記録及び指導計画を見て、保育記録及び指導計画の目的、機能について学ぶ。保育記録及び指導計画立案の際の注意点等（個々の子どもに応じた養護的かつ教育的援助・配慮、環境構成、健康管理、安全対策、関係機関との連携を含む）を確認する。幅広い視点から子どもの育ちを捉え、多角的に検討できるようになることをめざす。
- ⑤ 学内演習

「保育所実習 A」における経験と学内の既習科目における学びを整理し、厚生労働省の定める「保育実習 II（保育所実習 2 単位）」及び「保育実習 I（施設実習

2 単位) の内容に即したテーマについてのレポート課題の作成や学生相互の意見交換及び事例検討（ディスカッション）等を行う。

(4) 学習者観

勤勉かつ意欲的であり、的確な観察の視点と高い考察力を有しているため、既習の「保育所実習 A」においては実習態度及び実習記録の記述において高い評価を得ている。一方、失敗を恐れるあまり、挑戦をためらう傾向があり、「子どもとの関わりが傍観的」「保育士への質問が少なかった」といった指摘も少なくなかった。また、実習後の学生による省察においては「周囲にいる子どもや実習生とのかかわりに積極的な子どもなどといった特定の子どもとのかかわりに終始してしまい、クラス全体に注意を払うことや援助が必要な子どもに気づき適切なかかわりを行うことができなかった」との改善点を挙げた学生が少なくなかった。子ども個々人とのかかわりつつも子ども集団全体を把握する視点、あるいは集団の中で援助を要する子どもの存在にいち早く気づき、適切に対応することのできる即応力の獲得が今後の課題であると考えられる。今回の「学内保育所実習 B」では、「保育所実習 A」を通し学んだ内容について具体的な実践を通して学ぶため、より主体的かつ積極的な学修姿勢が期待される。保育所の社会的役割と機能及び日々の活動実態、子どもの発達過程とそれに即した養護・教育両面の援助・配慮の実際、さらには子どもの個別性とそれに即した具体的な援助・配慮の視点、多角的な対象者研究・教材研究・指導研究に基づく指導計画の作成・実践・省察・評価（改善）とその往還性、保護者支援の実態、関係機関との連携・協働についての理解を深める必要がある。

また、少子化や核家族化等の時代背景のもと、子どもと接する機会や他世代との交流などの生活経験が乏しい学生は少なくない。生活経験の乏しさゆえに自分自身の生育環境を絶対視し、障害のある子どもや社会的養護のもとで暮らす子どもに対して、「かわいそうだ」、「不幸だ」といった認識を持っている学生も存在する。加えて、子どもが持つ多様性、具体的には障害特性や多様な家庭環境への認識が乏しく、子どもを画一的に捉えるきらいがある。「学内施設実習」において障害のある子どもや多様な家庭環境を持つ子どもの生活について学ぶことで、学生の子どもの観や障害観を育むことができ、保育者としての視野を広げることが可能となると考える。

(5) 指導観

いかなる状況においても子どもの最善の利益を保障するためには、受動的に学ぶのではなく、主体的に学ぶことが必要である。そのため、本「学内実習」では実際の保育現場をオンライン接続による遠隔、あるいは映像資料として見せることにより、子ども観や保育観にかかわる気づきの機会を多く提供したい。このような気づきの機会は、従来の学外実習においても得られるものでも

あるが、遠隔現場と学生を接続する、あるいは映像資料を用いることによっても十分に提供可能である。その際、学生の保育に関する関心や意欲が高められ、その意欲を維持できるように留意したい。学びの「結果」ではなく、学生1人ひとりの「学びのプロセス」を重要視し、学生の自尊心を考慮して内的世界（今感じていることや関心の所在、大切にしていること、価値観）に働きかけ、彼らの思考や感情を深められるよう、質問や指示だけではなく実習目標に沿った意図的な問いかけをしていく。学生自身が主体的に感じ、気づき、考える機会を多く提供することで保育士としての今後の自己課題を明確にできるように支援する。また、個人の気づき・考察に留まらない集団としての学び合いの機会となるよう、ディスカッション等のグループワークを多く取り入れたい。

(4) 学習者観で述べた通り、「子ども個々人とかかわりつつも子ども集団全体を把握する視点」及び「集団の中で援助を要する子どもの存在にいち早く気づき、適切に対応することのできる即応力」の獲得のためにも、俯瞰して子ども集団を観察することのできる遠隔、あるいは映像資料視聴による受講形式は高い効果が期待できる。また、遠隔、あるいは映像資料視聴による形式で活動を実施することにより、複数の保育現場を見学・観察し、対照することが容易になるという利点もある。

なお、保育の計画・実践・省察・評価（改善）のうち、実践・省察・評価（改善）に関しては、対面授業が可能となった後学期に対面での演習を行うことによって学生の技術習得に努めたい。

2) 具体的展開

次に、「学内保育所実習 B」及び「学内施設実習」の具体的な展開について述べる。令和2年6月15日付けの事務連絡の別添資料において「実習2単位を演習により代替する場合、授業時間数については学則による演習の単位時間として差し支えないか。例）学則により実習が1単位45時間、演習が1単位30時間と定められている場合に、2単位の实習で90時間を要するところ、2単位の演習で60時間の授業とする（加えて自習時間30時間）という大学設置基準の考え方に基づく対応で差し支えないか。また、その代替授業の一部を遠隔授業など、集合しての対面でない形態で実施することで差し支えないか。」との問いに対する回答として「単位数のカウント方法は、大学設置基準に基づくことが基本になるが、実習に代えて演習にする場合には、必要な知識及び技能を修得できるよう、その内容について十分に検討する必要がある。場合によっては、3単位相当の演習になる場合や、2単位相当であるが学生の理解を確認するためにレポート提出を必須とすることなどが考えられる。遠隔授業など、対面でない形態で実施することは差し支えない。」との認識が示されたことを受け、「学内保育所実習 B」は全13回・総時間数4815分、「学内施設実習」は全

12回・総時間数4200分にて計画を立案した。大学設置基準に基づき45分を1時間とすると4815分は107時間相当、4200分は93時間強相当となる。厚生労働省の定める「保育実習Ⅱ（保育所実習2単位）」及び「保育実習Ⅰ（施設実習2単位）」の目標を達成すべく、いずれの「学内実習」においても2単位の実習の時間数である90時間を超える時間数を備えることとした。

(1) 「学内保育所実習 B」の具体的展開案

「保育実習Ⅱ（保育所実習2単位）」の目標は以下の通りである。

1. 保育所の役割や機能について、具体的な実践を通して理解を深める。
2. 子どもの観察や関わりの視点を明確にすることを通して、保育の理解を深める。
3. 既習の教科目や保育実習Ⅰの経験を踏まえ、子どもの保育及び子育て支援について総合的に理解する。
4. 保育の計画・実践・観察・記録及び自己評価等について、実際に取り組み、理解を深める。
5. 保育士の業務内容や職業倫理について、具体的な実践に結びつけて理解する。
6. 実習における自己の課題を明確化する。

「学内保育所実習 B」では、これらの目標を達成するために各回の日程・時間・方法・内容を定めた。以下に詳述する。なお、第1回から第4回までは8月20日現在までに実施済みである。

【第1回授業】8月3日（月） 10:30～12:00（90分）

WEB会議ツールの Teams 及び Zoom を使用しての遠隔授業として実施した。内容はガイダンスで、全13回に及ぶ「学内保育所実習 B」の概要と展開方法、受講上の注意点等について指導した。

【第2回授業】8月5日（水） 9:00～16:30（450分）

Zoom を使用しての遠隔授業として実施した。環境を通して行う保育、生活や遊びを通して総合的に行う保育についての映像資料を視聴しながら適宜演習としてオンライングループディスカッションを実施した。「保育実習Ⅱ（保育所実習2単位）」の目標のうち「3. 既習の教科目や保育実習Ⅰの経験を踏まえ、子どもの保育及び子育て支援について総合的に理解する。」を目標とした。

【第3回授業】8月7日（金） 9:00～16:30（390分）

Teams を使用しての遠隔授業として実施した。保育所の役割や機能、子どもの保育及び子育て支援について実際の保育所の保育場面を撮影した動画を映像資料として視聴し、保育記録の作成を行った。また、適宜演習としてオンライングループディスカッションを実施した。「保育実習Ⅱ（保育所実習2単位）」の目標のうち「1. 保育所の役割や機能について、具体的な実践を通して理解を深める。」及び「2. 子どもの観察や関わりの視点を明確にすることを通して、保育の理解を深める。」を目標とした。

【第4回授業】8月8日（土） 9:00～16:30（390分）

Zoom を使用して保育所とオンライン接続し、遠隔実習として実施した。オンライン接続先の保育所の概要、保育方針、環境、子どもの保育及び子育て支援について講義を受けるとともに、実際の保育場面の観察と現職保育士による解説を聞き、さらに適宜演習としてオンライングループディスカッションを実施した。「保育実習II (保育所実習 2 単位)」の目標のうち「1. 保育所の役割や機能について、具体的な実践を通して理解を深める。」及び「2. 子どもの観察や関わりの視点を明確にすることを通して、保育の理解を深める。」を目標とした。

【第 5 回授業】8 月下旬実施予定 9:00~16:30 (390 分)

Zoom を使用しての遠隔授業として実施する。実際の保育所の保育場면을撮影した動画を映像資料として視聴するとともに複数の保育所の指導計画を閲覧し、実際に指導計画を立案する。また、適宜演習としてオンライングループディスカッションを実施する。「保育実習II (保育所実習 2 単位)」の目標のうち「2. 子どもの観察や関わりの視点を明確にすることを通して、保育の理解を深める。」及び「4. 保育の計画・実践・観察・記録及び自己評価等について、実際に取り組み、理解を深める。」を目標とする。

【第 6 回授業】9 月初旬実施予定 9:00~16:30 (390 分)

Zoom を使用しての遠隔授業として実施する。第 3 回授業時に実際の保育所の保育場면을撮影した動画を映像資料として視聴して作成した保育記録の省察及び評価、そして改善を行う。また、適宜演習としてオンライングループディスカッションを実施する。「保育実習II (保育所実習 2 単位)」の目標のうち「2. 子どもの観察や関わりの視点を明確にすることを通して、保育の理解を深める。」及び「4. 保育の計画・実践・観察・記録及び自己評価等について、実際に取り組み、理解を深める。」を目標とする。

【第 7 回授業】9 月中旬実施予定 9:00~15:45 (345 分)

Zoom を使用しての遠隔授業として実施する。東日本大震災時の子どもの生活と保育に関する映像資料を視聴するとともに、熊本地震を体験した保育所の園長、現職保育士、看護師へのインタビュー動画を映像資料として視聴することで子どもの命と安全を守る専門職としての使命について理解を深める。また、適宜演習としてオンライングループディスカッションを実施する。「保育実習II (保育所実習 2 単位)」の目標のうち「1. 保育所の役割や機能について、具体的な実践を通して理解を深める。」及び「2. 子どもの観察や関わりの視点を明確にすることを通して、保育の理解を深める。」を目標とする。

【第 8 回授業】9 月中旬実施予定 13:30~18:00 (180 分)

Zoom を使用しての遠隔授業として実施する。豪雨災害を体験した保育所の園長、現職保育士へのインタビュー動画を映像資料として視聴することで子どもの命と安全を守る専門職としての使命について理解を深める。

また、適宜演習としてオンライングループディスカッションを実施する。「保育実習II (保育所実習 2 単位)」の目標のうち「1. 保育所の役割や機能について、具体的な実践を通して理解を深める。」及び「2. 子どもの観察や関わりの視点を明確にすることを通して、保育の理解を深める。」を目標とする。

【第 9 回授業】9 月下旬実施予定 9:00~16:30 (390 分)

Zoom を使用して家庭児童相談施設及び保育所とオンライン接続し、遠隔実習として実施する。オンライン接続先の概要、方針、環境、子育て支援の実際について講義を受けるとともに、実際の具体的な事例の紹介と専門職による解説を聞き、さらに適宜演習としてオンライングループディスカッションを実施する。「保育実習II (保育所実習 2 単位)」の目標のうち「3. 既習の教科目や保育実習Iの経験を踏まえ、子どもの保育及び子育て支援について総合的に理解する。」及び「5. 保育士の業務内容や職業倫理について、具体的な実践に結びつけて理解する。」を目標とする。

【第 10 回授業】9 月下旬実施予定 13:30~16:30 (180 分)

Zoom を使用して講師とオンライン接続し、遠隔実習として実施する。重度障害児の生活とその支援の実際、保護者支援の実際について講義を受けるとともに、適宜演習としてオンライングループディスカッションを実施する。「保育実習II (保育所実習 2 単位)」の目標のうち「3. 既習の教科目や保育実習Iの経験を踏まえ、子どもの保育及び子育て支援について総合的に理解する。」及び「5. 保育士の業務内容や職業倫理について、具体的な実践に結びつけて理解する。」を目標とする。

【第 11 回授業】9 月下旬実施予定 9:00~16:30 (390 分)

Zoom を使用しての遠隔授業として実施する。連絡帳、保育日誌、個人日誌、園だより等、保育所児童保育要録の実際と記入上の注意点を中心に子育て支援、関係機関や地域社会との連携・協働についての講義を受けるとともに、適宜演習としてオンライングループディスカッションを実施する。「保育実習II (保育所実習 2 単位)」の目標のうち「3. 既習の教科目や保育実習Iの経験を踏まえ、子どもの保育及び子育て支援について総合的に理解する。」及び「5. 保育士の業務内容や職業倫理について、具体的な実践に結びつけて理解する。」を目標とする。

【第 12 回授業】10~12 月実施予定 9:00~16:30 のうちいずれかの時間帯 (390 分)

対面授業として実施する。「演習①児童文化財の実演」、「演習②乳児保育演習」「演習③自然遊び (戸外遊び) (雨天時: 折り紙遊び)」「演習④弾き歌い」のいずれかを選択し、受講する。なお、事前に作成した指導計画を元に実践を行い、事後、省察・評価 (改善) としてのレポート課題を作成する。「保育実習II (保育所実習 2 単位)」の目標のうち「2. 子どもの観察や関わりの視点を明確にすることを通して、保育の理解を深める。」及び「4. 保育の計画・実践・観察・記録及び自己評価等につ

いて、実際に取り組み、理解を深める。」を目標とする。

【第13回授業】10～12月実施予定 9:00～16:30(390分)

Zoomを使用しての遠隔授業として実施する。「学内保育所実習B」全体を総括する講義を受けるとともに適宜演習としてオンライングループディスカッションを行い、自己の学修過程をふりかえり、自己課題の明確化を図る。「保育実習Ⅱ(保育所実習2単位)」の目標のうち「6. 実習における自己の課題を明確化する。」を目標とする。

(2) 「学内施設実習」の具体的展開案

「保育実習I(施設実習2単位)」の目標は以下の通り。

1. 保育所、児童福祉施設等の役割や機能を具体的に理解する。
2. 観察や子どもとの関わりを通して子どもへの理解を深める。
3. 既習の教科目の内容を踏まえ、子どもの保育及び保護者への支援について総合的に理解する。
4. 保育の計画・観察・記録及び自己評価等について具体的に理解する。
5. 保育士の業務内容や職業倫理について具体的に理解する。保育所の役割や機能について、具体的な実践を通して理解を深める。

「学内施設実習」では、これらの目標を達成するために各回の日程・時間・方法・内容を定めた。以下に詳述する。なお、第1回から第5回までは8月20日現在までに実施済みである。

【第1回授業】8月3日(月) 9:00～10:30(90分)

WEB会議ツールのTeams及びZoomを使用しての遠隔授業として実施した。内容はガイダンスで、全12回に及ぶ「学内施設実習」の概要と展開方法、受講上の注意点等について指導した。

【第2回授業】8月3日(月) 13:00～17:00(240分)

学内教務システムUNIPAにて授業資料を配信し、オンデマンド授業として実施した。保育所及び児童福祉施設の社会的役割と機能、児童福祉従事者としての社会的使命と職業倫理、子どもの最善の利益と一個の人間としての尊厳についての講義を受け、課題レポートを作成した。「保育実習I(施設実習2単位)」の目標のうち「1. 保育所、児童福祉施設等の役割や機能を具体的に理解する」を目標とした。

【第3回授業】8月4日(火) 9:00～16:30(390分)

Zoomを使用して児童発達支援施設とオンライン接続し、遠隔実習として実施した。オンライン接続先の施設の概要、支援方針、環境、子どもの支援及び子育て支援について講義を受けるとともに、実際の支援場面の観察と施設長による解説を聞き、さらに適宜演習としてオンライングループディスカッションを実施した。「保育実習I(施設実習2単位)」の目標のうち「2. 観察や子どもとの関わりを通して子どもへの理解を深める。」及び「3. 既習の教科目の内容を踏まえ、子どもの保育及び保護者

への支援について総合的に理解する。」を目標とした。

【第4回授業】8月18日(火) 9:00～16:30(390分)

Zoomを使用して講師とオンライン接続し、遠隔実習として実施した。重度障害児の生活とその支援の実際、保護者支援の実際についての講義を受けるとともに、適宜演習としてオンライングループディスカッションを実施した。さらに学修の記録としてレポート課題を作成した。「保育実習I(施設実習2単位)」の目標のうち「2. 観察や子どもとの関わりを通して子どもへの理解を深める。」及び「5. 保育士の業務内容や職業倫理について具体的に理解する。」を目標とした。

【第5回授業】8月19日(水) 9:00～16:30(390分)

Zoomを使用しての遠隔授業として実施した。障害を持つ子どもや社会的養護のもとで暮らす子どもとその支援、そして子育て支援の実際について講義を受けるとともに、実際の具体的な事例の紹介と解説を聞き、さらに適宜演習としてオンライングループディスカッションを実施した。「保育実習I(施設実習2単位)」の目標のうち「2. 子どもの観察や関わりをの視点を明確にすることを通して、保育の理解を深める。」、「4. 保育の計画・実践・観察・記録及び自己評価等について、実際に取り組み、理解を深める。」、「5. 保育士の業務内容や職業倫理について具体的に理解する。」を目標とする。

【第6回授業】9月8日(火) 実施予定

9:00～16:30(390分)

Zoomを使用して講師とオンライン接続し、遠隔実習として実施する。障害児通所支援における配慮事項及び個別で具体的な支援内容とその方法について講義を受けるとともに、適宜演習としてオンライングループディスカッションを実施する。保育実習I(施設実習2単位)」の目標のうち「2. 子どもの観察や関わりをの視点を明確にすることを通して、保育の理解を深める。」を目標とする。

【第7回授業】10月実施予定 9:00～17:00(420分)

Zoomを使用して児童発達支援施設とオンライン接続し、遠隔実習として実施する。支援計画立案の際の注意点等についての講義を聞くとともに実際の支援計画を閲覧し、支援計画の立案を行う。また、適宜演習としてオンライングループディスカッションを実施する。「保育実習I(施設実習2単位)」の目標のうち「4. 保育の計画・観察・記録及び自己評価等について具体的に理解する。」を目標とする。

【第8回授業】10月15日(木) 実施予定

9:00～16:30(390分)

Zoomを使用して障害児・者入所施設とオンライン接続し、遠隔実習として実施する。オンライン接続先の施設の概要、支援方針、環境、子どもの支援及び子育て支援について講義を受けるとともに、実際の支援場面の観察と施設長による解説を聞き、さらに適宜演習としてオンライングループディスカッションを実施する。「保育

実習I（施設実習2単位）」の目標のうち「1. 保育所、児童福祉施設等の役割や機能を具体的に理解する。」及び「2. 観察や子どもとの関わりを通して子どもへの理解を深める。」を目標とする。

【第9回授業】10～12月実施予定 9:00～16:30(360分)

対面授業として実施する。「演習①アートセラピー」、「演習②音楽表現」、「演習③介護技術」、「演習④運動療法」のうちいずれか2つを選択し、午前、午後に分けて1つずつ受講する。実践を通し、通所支援における配慮事項と個別の具体的な支援内容とその方法について理解を深める。「保育実習I（施設実習2単位）」の目標のうち「2. 観察や子どもとの関わりを通して子どもへの理解を深める。」を目標とする。

【第10回授業】10～12月実施予定 9:00～16:30(360分)

第9回授業同様、対面授業として実施する。「演習①アートセラピー」、「演習②音楽表現」、「演習③介護技術」、「演習④運動療法」のうち、第9回授業にて選択した2つ以外の演習を午前、午後に分けて1つずつ受講する。実践を通し、通所支援における配慮事項と個別の具体的な支援内容とその方法について理解を深める。「保育実習I（施設実習2単位）」の目標のうち「2. 観察や子どもとの関わりを通して子どもへの理解を深める。」を目標とする。

【第11回授業】10～12月実施予定 9:00～16:30(390分)

Zoomを使用して某市の保育所・幼稚園課とオンライン接続し、遠隔実習として実施する。オンライン接続先の施設の概要、子どもの支援及び子育て支援、地域における多職種との連携についての講義を聞き、さらに適宜演習としてオンライングループディスカッションを実施する。「保育実習I（施設実習2単位）」の目標のうち「5. 保育士の業務内容や職業倫理について具体的に理解する。」を目標とする。

【第12回授業】10～12月実施予定 9:00～16:30(390分)

Zoomを使用しての遠隔授業として実施する。「学内施設実習」全体を総括する講義を受けるとともに適宜演習としてオンライングループディスカッションを行い、自己の学修過程をふりかえり、自己課題の明確化を図る。「保育実習I（施設実習2単位）」の目標のうち「5. 保育士の業務内容や職業倫理について具体的に理解する。」を目標とする。

4. 現時点で確認された「学内実習」における課題とその対策案

令和2年8月20日現在、「学内保育所実習B」は第1回から第4回まで、「学内施設実習」は第1回～第5回までが終了しているが、この中で明らかとなった「学内実習」運営上の課題とその対策案を以下に記す。

1) 学内における課題とその対応策

まず、学内における課題としては以下の4点が確認された。一つ目は「学内実習」が開始して以降も断続的に実習先から実習の取り止めの申し出があり、その度に別の実習先を確保すべく実習指導担当教員が対応に追われることとなった点である。「学内実習」の実施に際しては実習指導担当教員のみならず業務が集中することのないよう、他の学科教員との協働体制を構築はしたものの、やはり学外実習の対応においては実習指導担当教員が一元的に担うべき業務が少なくなく、その負担を軽減することが思うようにできなかった。以降の「学内実習」の授業回においては実習指導担当教員以外の他の学科教員がその業務を代替し、実習指導担当教員が学外実習の対応に注力できるよう取り図ることとする。

次に課題として挙げられるのは受講者の変動とその対応である。「学内実習」の開始時点では学外実習が実施予定だったため受講していなかった学生が、「学内実習」が始動して以降に実習先から中止の申し出があったために中途から「学内実習」を受講することとなったケースも少なくなく、日々「学内実習」の受講者が変動したため、毎回の授業時に受講すべき学生を正確に把握し出欠状況を確認することが困難であった。8月末、9月末など一定の区切りでその時点の受講者をリスト化し、担当者間で共有するとともに、未受講者への受講を促すといった手立てが必要であろう。なお、保育現場とのオンライン接続による遠隔実習及び遠隔授業は後日その授業模様の動画を授業資料として学内教務システムUNIPAにてオンデマンド配信するため、未受講の回についてはその視聴と課題の提出によって出席に代えることが可能である。ただし、個人情報保護の観点から授業模様の動画をオンデマンドにて配信することがふさわしくないと判断されるものについては別日に同内容を補講として実施することを検討している。また、「学内保育所実習B」の第12回授業及び「学内施設実習」の第9・10回授業については対面での実施を予定しているため、何らかの事情により当日の受講が叶わなかった場合は別日に実施される補講を受ける必要がある。

また、遠隔実習及び遠隔授業を実施するにあたっては、受講者の通信環境の不安定さが課題となることも明らかとなった。通信環境が悪く Teams や Zoom へのサインインに時間が掛かった場合も実習の主内容の教授の開始には間に合うよう、開始直後の出欠確認の時間を最大30分と多めに設けたり、受講者である学生のマイク・カメラともに基本的にはミュートとし、通信量の縮減を図ったりといった配慮を行ったが、それでも授業の途中で通信環境が不安定になり強制的にサインアウトとなったために再度サインインする必要が出たり、画面共有によって映像資料を視聴する際に滑らかに再生されなかったり、画面が黒一色になり再生が開始されない状態が続いたりするといった事態が発生した。前述の通り、遠

隔実習及び遠隔授業として実施する回は後日その授業模様の動画を授業資料として学内教務システム UNIPA にてオンデマンド配信するため、通信環境の不全によって授業への参加が遅れたり授業の途中で受講が中断されたりした場合についてもその視聴と課題の提出によって出席に代えることが可能である。

そして、遠隔実習及び遠隔授業ならではの課題として明らかになったのは、少人数グループによる活動への主体的参加の促進の難しさである。今回の「学内実習」においては Zoom を主なツールとして使用したが、そのブレイクアウトセッション機能を利用し、受講者を 5 名～7 名程度の少人数グループに分割してグループごとに事例検討（ディスカッション）や意見交換を行う活動を積極的に取り入れた。しかし、前述の通り通信量の縮減のため受講者である学生のマイク・カメラを基本的にミュートとしたため、グループメンバー同士の顔が見えず、グループによっては闊達な事例検討（ディスカッション）や意見交換が行われたとは言い難い状況があった。「ブレイクアウトセッション時にはマイク・カメラのミュートを解除して顔が見えるようにする」、「まずは自己紹介から始める」、「グループ内の議長を定め、議長が議事進行を担う」、「対面しているとき同様の声量・表情・傾聴の姿勢等を意識する」といった細かな指示を事前に徹底する必要性を感じた。

2) 学外との渉外における課題とその対応策

他方、学外、つまりオンライン接続による遠隔実習への協力を依頼した保育所や保育所以外の児童福祉施設との渉外において明らかとなった 2 点の課題についても述べる。

まずは日程調整の難しさが課題として挙げられる。7 月 28 日から 8 月 12 日までに開始予定であった学外実習についてはすべて取り止めとし、すべての学生が基本的に自宅にて待機していたため、その間に実施する「学内実習」については協力を依頼した保育現場との相談のもと具体的な日程を定め、実施することができた。しかし 8 月 13 日以降については日によって実習中の学生とそうでない学生が混在することとなったため、可能な限り多くの学生が受講できる日程に実施できるよう日程を仮に定めても、その日程では協力先の保育現場の業務状況から実施が困難であることも少なくなかった。子どもの保育の隙を縫って協力いただく以上、保育現場へ無理を押し調整を依頼することはできない。そのため、「学内実習」の実施期間を 12 月までと広く取り、「学内保育所実習 B」の第 7 回以降及び「学内施設実習」の第 7 回以降は後学期の期間中に実施することとした。

なお、今回の「学内実習」の協力先の多くは学科教員によるこれまでの研究活動、社会的活動を通して密接な関係を築いてきた保育現場である。保育現場と保育士養成校とが平素から緊密に連携し、強固な信頼関係と協働

体制を確立することが今後も重要であろう。

もう一つの課題は協力先の保育現場の通信環境と ICT の導入状況である。当初はオンライン接続による遠隔実習として計画したものの、協力先の園や施設の通信環境が整っていない、あるいは ICT、特に WEB 会議ツールの利用に不慣れであったために実際の保育場面を撮影した動画や保育士へのインタビュー動画を「学内実習」の授業実施日以前に学科教員が訪問して撮影し、それを映像資料として活用することとした回もあった。その一方、協力先との事前の打ち合わせを徹底し、授業時もオンライン上で学科教員が WEB 会議ツールの操作のサポートを行うことで円滑に実施できた回もあり、今後はこの実績とノウハウを元に積極的にオンライン接続による遠隔実習を実施していくことが可能であることが確認できた。

3) おわりに

以上、新型コロナウイルス感染症の拡大により取り止めとなった保育実習の代替として急遽実施することとなった「学内実習」のプログラム構築とその過程において明らかとなった課題とその対応策について報告を行った。「学内保育所実習 B」の第 5 回以降、「学内施設実習」は第 6 回以降においても継続して全ての担当教員が協働して運営にあたり、学生の受講状況を注視するとともに協力先の保育現場との連携を緊密に行うことで課題の早期発見とその即時対応に努めたい。

最後に「学内実習」の今後の見通しを簡略に述べ、結びとする。

新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが立たない状態では、当面の間は学外実習の実施についても困難な状態が継続すると考えられる。今後は保育実習に限らず、幼稚園教育実習、そして他分野の実習においても従来の実習形態に依らない新たな形態への転換が求められることとなるだろう。アフターコロナも想定し、学外・学内に限らず、より教育効果の高い実習形態を模索し続ける必要があり、多元的・多層的な学修を担保し得る実習プログラムの構築が急がれる。今回の「学内実習」では ICT を活用した保育現場との協働による遠隔実習を主軸としたプログラムとして構築したのもそのためである。「学内保育所実習 B」の第 5 回以降及び「学内施設実習」の第 6 回以降の取り組みとその教育効果、特に遠隔実習の教育効果について検証し、いずれ機会を改めて報告することとする。

【参考】

厚生労働省子ども家庭局保育課（令和 2 年 3 月 2 日付け事務連絡）「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う指定保育士養成施設の対応について」

厚生労働省子ども家庭局保育課（令和 2 年 6 月 15 日付け事務連絡）「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う

指定保育士養成施設の対応について」

一般社団法人全国保育士養成協議会保育士養成研究所

(令和2年6月8日版)「指定保育士養成施設における
新型コロナウイルス感染症対応に関する Q&A」